

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(連結法人用)

《平成29年4月1日以後終了連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。



平成29年6月

国 税 庁

凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年政令第67号）
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注） この手引は、平成29年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	5
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	6
1	書面で提出する場合の記載要領	6
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	9
3	事業種目・業種番号一覧表	12
4	租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法の条項」欄について	15
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	16
	別表一の二(一)次業 普通法人(特定の医療法人を除く。)	16
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(普通法人)	
	別表一の二(二)次業 協同組合等の分	17
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(協同組合等)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	別表一の二(三)次業 特定の医療法人の分	18
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	
	別表六の二(三) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(試験研究費の総額に係る税額控除)	
	別表六の二(四) 中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(中小企業技術基盤強化税制)	
	別表六の二(五) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(特別試験研究費の額に係る税額控除)	
	別表六の二(六) 試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	22
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(試験研究費の増加額に係る税額控除)	
	(平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除)	
	別表六の二(八) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	23
	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(九) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25
	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	

沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六の二(十二) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	27
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十三) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十四) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十五) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十六) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	31
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十七) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	32
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十八) 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	33
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十九) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	34
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十一) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	37
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における特定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	38
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	39
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	

別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	40
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(六) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	41
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	
別表十の二(一) 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書	42
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十の二(二) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	43
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	
別表十一(一) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	45
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	46
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	48
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入	
別表十二(三) 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	49
特定事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(四) 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	50
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入	
別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	51
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(八) 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	52
使用済燃料再処理準備金の損金算入	
別表十二(九) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	53
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	54
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	55
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	56
中部国際空港整備準備金の損金算入	

別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	57
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	58
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	59
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	61
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(過疎地域の外から内への買換え)	
(都市機能誘導区域の外から内への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え)	
(日本船舶から日本船舶への買換え)	
(市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え)	
(農用地区域内にある土地等の買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	65
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	66
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	
別表十三(八) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	68
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
別表十三(九) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	69
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(十) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	70
技術研究組合の連結所得の計算の特例	
別表十三(十一) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	71
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(五) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	73
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	74
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書又は	

別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書 75

特別償却及び割増償却

- (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)
- (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却)
- (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
- (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
- (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)
- (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却)
- (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却)
- (中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)
- (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却)
- (公害防止用設備の特別償却)
- (船舶の特別償却)
- (自動車教習用貨物自動車の特別償却)
- (耐震基準適合建物等の特別償却)
- (被災代替資産等の特別償却)
- (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)
- (共同利用施設の特別償却)
- (特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却))
- (特定地域における工業用機械等の特別償却)
- (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
- (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
- (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
- (沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)
- (特定地域における産業振興機械等の割増償却)
- (医療用機器の特別償却)
- (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)
- (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却)
- (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)
- (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)
- (特定都市再生建築物等の割増償却)
- (倉庫用建物等の割増償却)
- (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書 83

中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書 84

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合

(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内 89

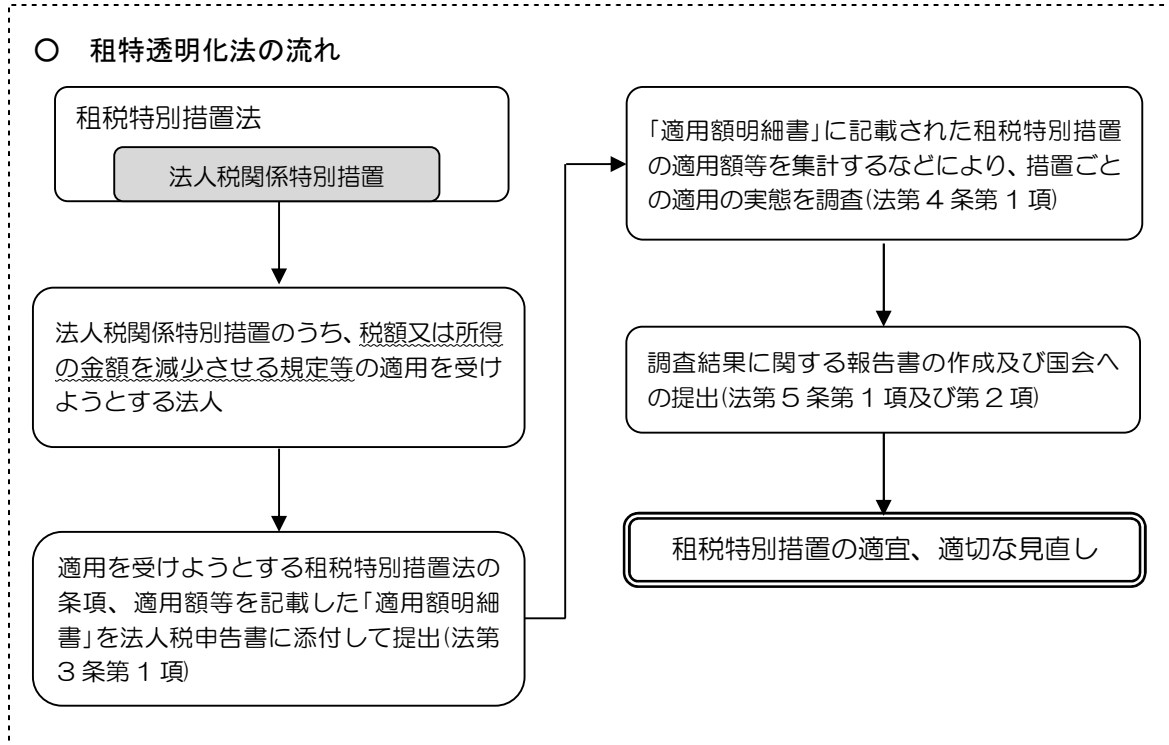
I 租特透明化法の概要等

1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法第1条)。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法第3条第1項)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法第4条第1項、第5条第1項及び第2項)。



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 「租特透明化法」では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二(一)等の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「連結所得金額又は連結欠損金額」等は別表一の二(一)等に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする連結事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」(区分番号「10369」)

連結所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載する。

④ 「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキス留め等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

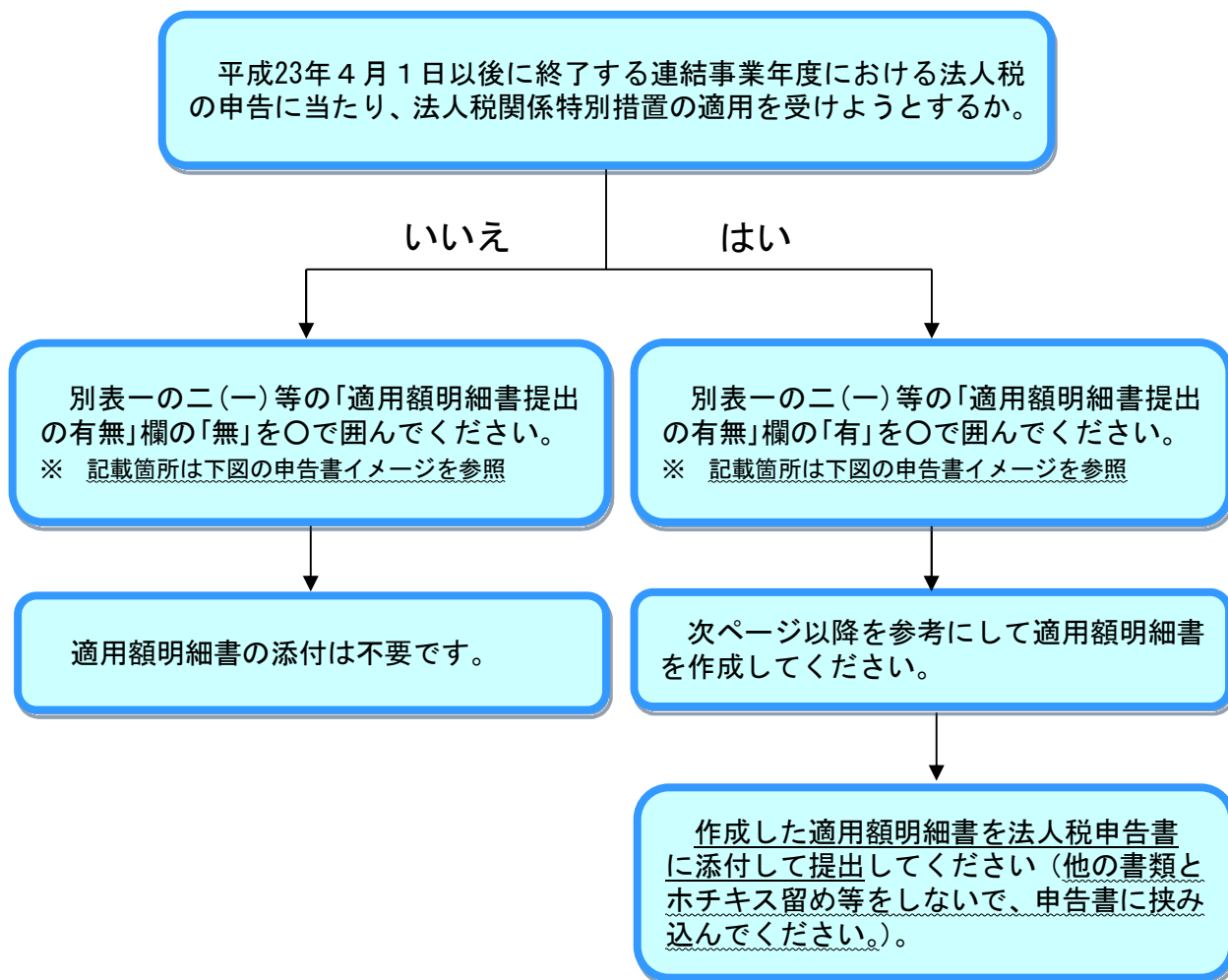
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第25条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて特別試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による特別試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六の二(五)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六の二(五)に記載した金額をそのまま転記してください。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考：別表一の二(一)等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)

翌年以降送付要否	要	否	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	無	税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一の二(一)等の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一の二(一)次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)…中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二(一)の記載内容】

御注意 ① 平成30年2月28日 ② 麹町 税務署長殿 納税 ③ 東京都千代田区大手町1-1-1 電話(03)1234-5678 フリガナ 株式会社 国税商事 法人 ④ 87000110005901 フリガナ 国税 太郎 代表者 自署押印 住所 東京都千代田区大手町1-1-2 平成 29年01月01日 平成 29年12月31日 連結親金額又は連結欠損金額(別表四の二①5の①) 1 50000000 法人税額(54)又は(55) 2 11028000		① 00123456 ⑧ 100,000,000 同非区分 特同業会社 経理責任者 自署押印 国税 花子 旧納税地及び旧法人名等 添付書類 連 結 申 告 一 連 番 号 ⑨ 0456789 連 結 事 業 年 度 (至) 申告年月日 申告区分 法人税 課税 地方 法人税		別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人)
適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。		適用額明細書提出の有無		

【別表一の二(一)次葉の記載内容】

連結事業年度等	29・1・1 29・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表一の二(一)次葉 平二十九・四・一以後終了
法人税額の計算				
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	⑫ 8,000,000 (48)	の15%相当額	52 1,200,000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額	49 42,000,000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53 9,828,000
連結所(48)		54 11,028,000		

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩
 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第1号」
 「区分番号」欄：「10369」 ⑪
 「適用額」欄：「48」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

① 御注意 この表は、資産の場合に御使用 これに当期の月	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	29・1・1 29・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 平二十九・四・
	資産	種類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
	資産	構造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
	資産	細目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器		
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の102の2第1項」 「区分番号」欄：「10274」 ⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000円								
額	当期							法 0301-1607

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第二

F B 4 0 6 1

平成30年2月28日

① 麴町 税務署長殿

自平成 29年 01月 01日
至平成 29年 12月 31日

連結事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区大手町1-1-1
電話(03)1234-5678

連結グループ整理番号 ⑨ 0456789
連結親法人整理番号 ⑦ 00123456

(フリガナ) カブシキシャ コクセイシャ

連結親法人名 ③ 株式会社 国税商事

提出枚数 01枚 うち 01枚

法人番号 ④ 8700110005901

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額 ⑧ 100000000

提出年月日 平成 年 月 日

連結所得金額又は
連結欠損金額 ⑥ 50000000

※税務署処理欄

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 68条の8第1項第1号	⑪ 10369	⑫ 8000000
⑬ 68条の102の2第1項第号	⑭ 10274	⑮ 6300000

(参考) 区分番号「10547」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成29年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成29年旧措置法
第68条の9第2項第号

○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二(一)等の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1)『申告のお知らせイメージ』」)。)をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

【所管】 1【業種目】 3500【概況書】 00【要否】

※確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。

別表一の二(一) 連結申告用

東京都十代田区大手町1-1-1
株式会社 国税商事

代表取締役 国税 太郎 殿
203-0000 00123456

連結グループ整理番号 0456789

上記の番号は、貴連結法人(連結グループ)の整理番号です。
税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

連結親法人整理番号

<< 申告のお知らせ >> 趣町 税務署長

平成29年 1月 1日
平成29年12月31日 連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について

※連結グループの連結確定申告書及び母体法人の連結確定申告書の提出期限は同一です。

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一の二(一)次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)…中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二(一)の入力画面】

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(適用額明細書提出の有無)

平成 29 年 1 月 1 日 連結事業年度分の法人税 連結確定申告書
課税事業年度分の地方法人税 連結確定申告書

平成 29 年 12 月 31 日 (連結中間申告の平成 年 月 日) 場合の計算期間 平成 年 月 日

この申告書による法人税額の

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一の二(一)次葉の入力画面】

別表一の二(一) 次葉

平成 29 年 1 月 1 日 法人名 株式会社 国税商事
平成 29 年 12 月 31 日

法人税額の計算

連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$	48	8,000,000	(48)の15%相当額	52	1,200,000
	相当額のうち少ない金額					
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額	49	42,000,000	(49)の23.9%相当額	53	9,828,000
	(1) - (48)					
連結所得金額	(48)	50	50,000,000	法人税額	54	11,028,000

② <記載の手引の掲載内容(概略)>
「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の8第1項第1号」
「区分番号」欄: 「10369」 ③
「適用額」欄: 「48」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平成 29・1・1 法人名 株式会社 国税商事
平成 29・12・31

別表十六(七)

種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
産	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
区	目	3	電子計算機	電子計算機	電子計算機		

⑤ <記載の手引の掲載内容(概略)>

「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の102の2第1項」

「区分番号」欄: 「10274」 ⑥

「適用額」欄: 「8」欄の金額 → ⑦ 630,000

法 0801-1607

【適用額明細書の入力画面】

様式第二

平成 30 年 2 月 28 日 自 平成 29 年 1 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書
至 平成 29 年 12 月 31 日 (当初提出分・ 再提出分)

〒 東京都千代田区大手町1-1-1 電話 (03) 1234 - 5678

提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

期末現在の資本金の額又は出資金の総額 100,000,000 円

連結所得金額又は連結欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第68条の8 第1項第1号	③ 10369	④ 8,000,000 円
⑤ 第68条の102の2 第1項第1号	⑥ 10274	⑦ 630,000 円

(参考) 区分番号「10547」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成29年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に入力してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成29年旧措置法
第68条の9第2項第1号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

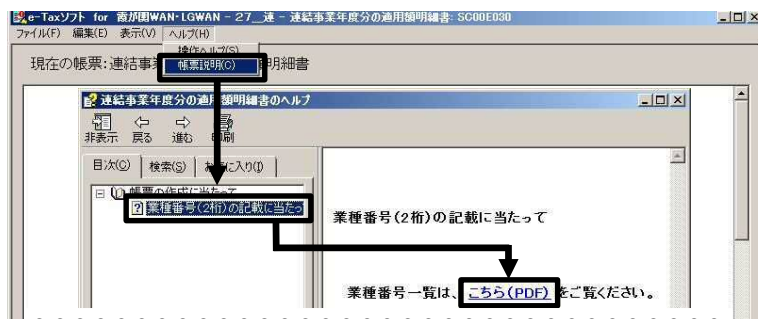
- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
- (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一の二(一)連結申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
平成29年01月01日	連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について
平成29年12月31日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業	皮革製品	16
	調味料		窯業、土石製品、製造業	ガラス・同製品	17
	精穀、製粉			セメント・同製品	
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物	
	菓子			陶磁器・同関連製品	
	パン類		鉄鋼業	鉄鋼	18
	清涼飲料			鉄鉄鋳物	
	酒類		非鉄金属製造業	非鉄金属	19
	畜産食料品			金属製品製造業	
その他の食料品	金属打抜き・プレス加工				
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	被覆、彫刻、その他の金属表面処理			
	紡績	くぎ、ボルト、ナット、線材製品			
	ねん糸	その他の金属製品			
	織物業	綿・スフ織物	03	金属加工機械	21
絹・人絹織物		繊維機械			
毛織物		農業用機械			
その他の織物		建設機械			
ニット製造業	ニット	04	機械製造業	産業用機械	21
染色整理業	染色整理	05		事務用・サービス用・民生用機械器具	
その他の繊維工業	06	その他の機械			
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07		産業用電気機械器具製造業	
	婦人、子供服		電子機器		
	ワイシャツ、下着		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		通信機械器具製造業	通信機械器具	24
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25
	木製容器			鉄道車両	
	その他の木製品			自転車・オートバイ	
家具、装備品製造業	家具	09	理化学機械器具等製造業	船舶	26
	建具			計量器、医療器械、理化学機械等	
	その他の家具・装備品		光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	時計・同部品製造業	時計・同部品	28
	紙製容器		その他の製造業	29	
	その他のパルプ・紙製品				玩具、娯楽用品、スポーツ・体育用品
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	事務用品			
	印刷	貴金属製品			
	製版、製本、その他の印刷物加工	楽器、レコード			
化学工業	化学肥料	12	29	装身具、装飾品	
	有機化学工業製品			プラスチック製品	
	化学繊維			その他の製造	
	油脂加工品、せっけん、塗料等			31	
	医薬品				米穀類
その他の化学工業	野菜、果物				
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	食肉	31
	その他の石油製品			生鮮魚介そう	
石炭製品製造業	石炭製品	14	31	その他の農水畜産物	
ゴム製品製造業	ゴム製品	15		酒類	
				乾物	

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41		
	その他の飲食料品			野菜、果物			
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32		菓子、パン類		42	
	呉服、太物			米穀類			
	その他の織物			料理品			
	洋服類			その他飲食料品			
	寝具類			呉服			
	靴、履物			洋服地			
	かばん、袋物			衣服、身の回り品小売業	43		
	下着類						寝具類
小間物	男子既製服						
洋品雑貨、その他の繊維品	男子注文服						
建築材料卸売業	木材、竹材	33	家具、建具、じゅう器小売業	婦人・子供服	44		
	セメント			靴			
	板ガラス			履物			
	その他の建築材料			洋品雑貨			
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	家具、建具、じゅう器小売業	小間物	44		
	荒物			その他の衣服・身の回り品			
	陶磁器・ガラス器			家具、建具			
	その他のじゅう器			金物			
医薬品、化粧品、卸売業	医薬品	35	医薬品、化粧品、小売業	荒物	45		
	化粧品			陶磁器、ガラス器			
機械器具卸売業	一般機械器具	36	百貨店	家庭用電気機械器具	46		
	自動車・同部品			その他のじゅう器			
	輸送用機械器具		趣味、娯楽用品等小売業	47			
	精密機械器具				医薬品		
	電気・通信機械器具				化粧品		
鉱物、金属材料、卸売業	石炭	37	百貨店	百貨店	49		
	石油			各種商品小売			
	鉱物			スポーツ用品			
	鉄鋼			玩具、娯楽用品			
	非鉄金属			楽器、レコード			
貿易業	貿易	38	その他の小売業	貴金属製品、宝石	51		
	輸出			その他の趣味・娯楽用品等			
	輸入			燃料			
その他の卸売業	紙、紙製品	39		その他の小売業		書籍、雑誌	52
	再生資源					文房具、紙	
	家庭用金物					中古品	
	建築用金物					農機具	
	薪炭類					写真機、写真材料	
	肥料					時計、眼鏡	
	文房具					自動車、自転車	
	玩具、娯楽用品		土産物				
	貴金属製品、宝石		その他の小売				
	その他の卸売		総合建設業		51		
飲食料品小売業	各種食料品	41	職別建設業	一般土木建築工事			
	酒			土木工事			
	食肉			建築工事			
				木造建築工事			
				職別土木建築工事			
				電気・通信工事			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号			
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78			
	その他の設備工事			日本料理				
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理				
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理				
	ハイヤー、タクシー			すし				
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん				
	その他の道路貨物運送			バー				
水運業	水運	64		キャバレー				
倉庫業	倉庫	65		喫茶				
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食				
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79			
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル				
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館				
その他の運輸、運輸付帯サービス、水道業	航空運輸	69	その他の旅館	81				
	運輸付帯サービス		農林業		農業			
	水道				林業			
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	漁業	82			
	洗い張り、染物		金属鉱業	83				
	写真		石炭鉱業	84				
	理髪		原油・天然ガス鉱業	85				
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86			
	浴場			その他の非金属鉱業				
	ソーブランド		銀行・信託業	銀行	87			
	駐車場			信用金庫				
	保育所、老人ホーム			信用組合				
	その他の対個人サービス			農業協同組合				
対事業所サービス業	広告	72	漁業協同組合	88				
	物品賃貸		その他の銀行・信託					
	情報サービス、興信所		その他の金融業		質屋			
その他の対事業所サービス	貸金							
映画業	映画館	73	証券、商品取引業	その他の金融	89			
	映画サービス			証券、商品取引				
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90			
	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買				
	運動施設			不動産代理仲介	91			
	その他の娯楽		その他の不動産					
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99			
	医療保健			分類不能				
	医療関連サービス		自動車修理業	自動車修理		76		
	廃棄物処理			その他の修理業			機械修理	77
	その他のサービス						電気機械修理	
	その他の修理							

4 租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄について

税制改正により、「法人税関係特別措置」について、租税特別措置法の条項番号が改正された場合であっても、その「法人税関係特別措置」の区分番号に変更がないときは、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項番号のみを掲載することとされています。

適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)の条項番号は掲載されていませんが、旧措置法の条項により「法人税関係特別措置」の適用を受けようとする場合であっても、適用額明細書の提出は必要ですのでご注意ください。この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、新措置法の条項番号を記載してください。

(注) 従来、「法人税関係特別措置」の租税特別措置法の条項番号が改正された場合の「租税特別措置法の条項」欄については、改正前後の租税特別措置法の条項番号が併記されていましたが、平成27年度税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、新措置法の条項番号のみを掲載することとされました。

ただし、①廃止された法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号及び②経過措置として「なおその効力を有する」と規定されている法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号については、引き続き掲載されています。

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一の二(一)次葉
「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税額の計算										
連結親法人が中小法人	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額		48	000	(48)の15%相当額	52				
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (48)		49	000	(49)の23.4%相当額	53				
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第1号」 ② 「区分番号」欄：「10369」 ③ 「適用額」欄：「48」欄の金額(円単位)						額	54		
							額	55		
	(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</u>									
連結所得の金額に対する法人税額 (32)		56	000	(56)の4.4%相当額	58					
課税連結留保金額に対する法人税額 (33)		57	000	(57)の4.4%相当額	59					
この申告が修正申告である場合の計算										
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額		60		地方	連結所得の金額に対する法人税額		68	
		課税土地譲渡利益金額		61			課税連結留保金額に対する法人税額		69	
		課税連結留保金額		62			課税標準法人税額 (68) + (69)		70	000
		法人税額		63			確定地方法人税額		71	
		還付金額		64	外		中間還付額		72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15 - (63))若しくは((15) + (64))又は((64) - (27))		65	外	00	計算	欠損金の繰戻しによる還付金額		73	
	この申告前の		連結欠損金の当期控除額		66		この申告により納付すべき地方法人税額 (42 - (71))若しくは((42) + (72) + (73))又は(((72) - (43)) + ((73) - (43)の外書))		74	00
翌期へ繰り越す連結欠損金		67								

別表一の二(一)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二(二)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

		連 結 事 業 年 度 等	・	・	法人名		
法 人 税 額 の 計 算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の10%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200\text{万円} \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 $\times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の20%相当額	47		
課税標準	連結所得(39)						
法人申告額の還付	この申告により又は減少する(11)-(63)若又は(64)-(22)						
計 算	この申告前の連結欠損金の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57					

「35」欄

特定の協同組合等※が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10372」
- ③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位)

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

協同組合等が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第2号」
- ② 「区分番号」欄：「10370」
- ③ 「適用額」欄：「39」欄の金額(円単位)

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

別表一の二(三)次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二(三)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

		連 結 事 業 年 度 等	・	・	法 人 名		
法 人 税 額 の 計 算							
課 税	(1) の 金 額 又 は 800 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の う ち 少 不 い 金 額	40	000	(40) の 100% 相 当 額	43		
	(1) の う ち 年 800 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (40)	41	000	(41) の 20% 相 当 額	44		
	連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)	45		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課 税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「40」欄</p> <p>特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10371」</p> <p>③ 「適用額」欄：「40」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>						
	この申告前	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49		方 法 人 申 告	確 定 地 方 法 人 税 額	56
課 税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「42」欄</p> <p>特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の100第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10382」</p> <p>③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) <u>別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>						
	この申告前	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(13-50)若しくは(13+51)又は(51-25)	52	00	算	この申告により納付すべき地方法人税額(30-50)若しくは(30+57+58)又は((57-37)+(58-(37の外書)))	59
計 算	この申告前の	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53				
	の	翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金	54				

別表六の二(三)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	：	：	法人名		
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)	1	円	税額控除割合の計算	以後に開始する連結事業年度の平成29年度の4月1日	(12) > 5% の場合 $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	13		
	2		控除対象試験研究費の額の合計額	連結事業年度の平成29年度の4月1日	(12) ≤ 5% の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (12)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	14		
	3		(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	平成29年度の4月1日	税額控除割合 (13)又は(14) (10) = 0の場合は0.085)	15		
	4		控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	平成29年度の4月1日				円
平均売上金額の合計 (各連結法人の別表六の二(七)「5」)			税額控除限度額		(4) × ((9)又は(15))	16		円
試験研究費の額 $\frac{(1)}{(5)}$			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「22」欄 試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の9第1項」※1又は「第68条の9第1項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10546」※1又は「10578」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p> <p>※1 平成29年旧措置法第68条の9第1項（区分番号：「10546」） 平成29年4月1日に開始した連結事業年度</p> <p>※2 第68条の9第1項（区分番号：「10578」） 平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度</p> </div>					
税額控除割合の計算	連前に開始した連結事業年度の平成29年度の4月1日	(6) ≥ 10% の場合						
	以後に開始する連結事業年度の平成29年度の4月1日	(6) < 10% の場合 $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8		当期税額基準額 (17) × (0.25又は(0.25 + (18)))	19		円
	増減試験研究費割合の計算	税額控除割合 (7)又は(8)	9		当期税額控除可能額 (16)と(19)のうち少ない金額	20		
	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	増減試験研究費の額 (1) - (10)	10	11		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の①」)	21	
増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$	12			法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22			

別表六の二(三) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(四)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
----------------------------	--------	-----	--

別表六の二(四) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額 (別表六の二(四)付表「2」)		1	円	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10	円
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		当期税額 平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	11	
	(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象と別試験研究費の額の合計額					
	控除対象試験研究費の額の計算 (2) + (3)					
税額控除割合の計算	増減試験研究費の額の合計 (各連結法人の別表六の「10」の合計)					
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6		計 当期税額基準額 (10) × (0.25、(0.25 + (13)) 又は(14))	15	円
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		当期税額控除可能額 (9) と(15)のうち少ない金額	16	
計算	税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合は(5) = 0の場合は0.12とする。)	8		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の②」)	17	
中小連結法人税額控除限度額 (4) × (8) 又は0.12		9	円	法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18	

「18」欄

中小企業技術基盤強化税制を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の9第2項」※1 又は「第68条の9第3項」※2

② 「区分番号」欄：「10547」※1 又は「10579」※2

③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

※1 平成29年旧措置法第68条の9第2項(区分番号：「10547」)
平成29年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第3項(区分番号：「10549」)
平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度

別表六の二(五)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表六の二(五)
平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	特別研究税額控除限度額 (5) + (6)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」)又は(別表六の二(四)「3」)	2		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「12」欄</p> <p>特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第6項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10548」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」欄の金額</p> </div>		
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3		当期税額基準額 $(8) \times \frac{5}{100}$	9	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(五)付表「3」のうち 少ない金額)	4		当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額)	10	
税額控除割合が30%である試験研究に 係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の③」)	11	
同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10) - (11)	12	

法 0301-0605-02

別表六の二(六)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連事業年	結業年度	法人名
------	------	-----

別表六の二(六) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「比較試験研究費の合計額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合5」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除」には、「(4)×(6)」として計算した金額を記載してください。

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)付表「1」の合計)	1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	超過税額控除割合 $(14 - \frac{10}{100}) \times 0.2$	15	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (13) × (15)	16	円
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	3			当期税額基準額	17	
増加試験研究費の額 (1) - (3) ((1) ≤ (26) 又は (27) の場合は 0)	4			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「21」欄</p> <p>試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の9第4項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10469」</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p> </div>		
増加試験研究費割合 $\frac{(4)}{(3)}$	5					
試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) ≥ 30% の場合	6	0.3		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7」の④)	20	
試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) < 30% の場合 (5)	7			法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21	
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4) × ((6) 又は (7)) ((4) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$) の場合は 0)	8	円		基準試験研究費の額の計算に関する明細		
当期税額基準額 (2) × $\frac{10}{100}$	9			前連結親法人	改定試験研究費の額の合計額 (23) × (24)	25
当期税額控除可能額 (8) と (9) のうち少ない金額	10			当期連結親法人		円
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	11		法人事業年度の試験研究費の額の合計額を計算する場合	平	—	
平均売上金額の10%相当額 (11) × $\frac{10}{100}$	12			平	—	
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (12)	13			平	—	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	14		連事業年度がない場合	平	—	
				平	—	
				平	—	
				基準試験研究費の額 (25) の金額のうち最も多い金額	26	円
				基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)	27	

別表六の二(八)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	20	円		
		調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2		「27」欄	21	円	
	取得価額の合計額 (別表六の二(八)付表「10」の合計)	3	エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の法人税額の特 別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「10289」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額	法人	期 分 の 合 計	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
		税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$				4	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑥」)	26
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5	当期税額控除額の合計額 (25) - (26)	27			
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28			
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)	29				
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8	繰越税額控除 連 結 事 業 年 度 平 均 額 (各連結法人の(39の①)の合計)	30				
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9		「36」欄	エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の法人税額の特 別控除(前期からの繰越税額控除 がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の10第3項」 ② 「区分番号」欄：「10290」 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額			
	当期税額控除額 (8) - (9)		繰越税額控除限度超過額 (38の計)	12	「36」欄	繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(二十四)付表「2の②」)	34	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12	法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37			
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13		各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13) - (8)	14	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	平 均 額 ①	円	円	
	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17	平 均 額 ②			外 円
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18	計		(16)	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19	当期分		計	(4)	(8)	外
			合計		合計			

別表六の二(八) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(九)

「37」、「41」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

連 結 法 人				結 業 年 度	法 人 名				
各 連 結 法 人	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	前 期 繰 越 分	調整前連結税額超過構成額 別表六の二(九) 別表六の二(九) (46) × 付表「11の①」 + (47) × 付表「11の②」 (43) (44)	26		
		2	円			調整前連結税額の個別帰属額 $(33) \times \frac{(1)}{(29)}$	27		
		特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 以 外 の も の	3			円	取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性 向上設備等以外のものに係る額の合計額)	28	
			4			円	税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$	29	
			法 人 税 額 基 準 額			5	円	調整前連結税額基準額 $(34) \times \frac{(1)}{(30)}$	30
						6	円	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	31
			7			円	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額		
			8			円	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額		
		9	円			調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(8)}{(35)}$			
		10	円			当期税額控除額 (8) - (9)			
		特 定 生 産 性 向 上 設 備 等	11			円	取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「9」のうち特定 生産性向上設備等に係る額の合計額)		
			12			円	税額控除限度額 $(11) \times \frac{7 \text{ 又は } 10}{100}$		
<p>「37」欄</p> <p>中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除 (特定生産性向上設備等以外のものの場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10042」</p> <p>③ 「適用額」欄：「37」欄の金額</p>									
分 設 備 等	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	13	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	前 期 繰 越 分	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	35		
		14	円			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑧」)	36		
		15	円			当期税額控除額の合計額 (35) - (36)	37		
		16	円			総調整前連結税額 基準額の残額 (34)又は(34) - (35)	38		
		17	円			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)	39		
		18	円			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑧」)	40		
		19	円			当期税額控除額の合計額 (39) - (40)	41		
		20	円			総調整前連結税額基準額の残額 (34)、(34) - (35)又は(38) - (39)) - (別表 六の二(十八)「25」) - (別表六の二(十九)「26」)	42		
		21	円			連 結 事 業 年 度 繰 越 税 額 控 除 可 能 額	43		
		22	円			連 結 事 業 年 度 繰 越 税 額 控 除 可 能 額	44		
		23	円			合 計	45		
		算 分	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)			23	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	前 期 繰 越 分
24	円			当期税額控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二 (九)付表「11の②」の合計)	47				
25	円			合 計	48				
算 分	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	24	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	前 期 繰 越 分	当期繰越税額控除額の合計額 (45) - (48)	49		
		25	円			法人税額の特例控除額の合計額 (37) + (41) + (49)	50		
<p>「41」欄</p> <p>中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例 控除(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68 条の11第4項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10475」</p> <p>③ 「適用額」欄：「41」欄の金額</p>									
<p>「49」欄</p> <p>中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除 (前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第3項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10043」</p> <p>③ 「適用額」欄：「49」欄の金額</p>									

別表六の二(九) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十)

「28」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度			法 人 名			
各 連 結 法 人 に お け る 繰 上 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2			
	当	取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)		3		
		同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		4		
		税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$		5		
	期	法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7	
		法人税額基準額 (6)と(7)の		P26参照		
		当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額				
	分	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10		
		当期税額控除額 (9) - (10)		11		
	前 期	繰越税額控除限度超過額 (43の計)		12		
		法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$		13	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14	
			個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14) - (9))		15	
		法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額		16		
		当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額		17		
	算	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)}$ + $(38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$		18		
		当期繰越税額控除額 (17) - (18)		19		
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)		20		
連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)			21			
工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)			22			
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)			23			
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)			24			
当 期	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		25			
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		26			
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑩」)		27			
当期税額控除額の合計額 (26) - (27)			28			
総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$			29			
総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29) - (26))			30			
繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平	31			
		平	32			
		平	33			
		平	34			
合 計			35			
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	連 結 事 業 年 度	平 (別表六の二(二十四)付表「2の⑦」)	36			
		平 (別表六の二(二十四)付表「2の⑧」)	37			
		平 (別表六の二(二十四)付表「2の⑨」)	38			
		平 (別表六の二(二十四)付表「2の⑩」)	39			
合 計			40			
当期繰越税額控除額の合計額 (35) - (40)			41			
法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)			42			
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 上 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		前期繰越額 又は当期税額 控除限度額		当期控除 可能額	翌期繰越額 (43) - (44)
	平		43		44	45
	平		①		円	
	平		②			外 円
	平		③			外
	平		④			外
	計				(17)	
当 期 分		(5)		(9)	外	
合 計						

別表六の二(十) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第1号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項第1号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第2号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項第2号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第3号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項第3号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第4号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項第4号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第5号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項第5号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第2項」(第42条の9第1項第1号から第5号まで)又は「平成26年旧措置法第68条の13第2項」(同法第42条の9第1項第1号から第5号まで)	10394	「41」欄の金額

別表六の二(十二)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			連 結 事 業 年	結 業 度	法人名	()				
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 の 合 計 額 の 計 算	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12				
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2								
	取得価額の合計額 (別表六の二(十二)付表「11」の合計)	3					特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (償得適用連結法人の合計)	13		
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	4					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「18」欄</p> <p style="text-align: center;">国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10490」</p> <p>③ 「適用額」欄：「18」欄の金額</p> </div>			
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5								
	法 人 税 額 基 準 額 調整前連結税額基準額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6								
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7					計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8					額	の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑫」)	17	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9					の			
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10					計			
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11					算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18	

別表六の二(十二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十三)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2			特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (所得適用連結法人の(1)の合計)	13		
	取得価額の合計額 (別表六の二(十三)付表「11」の合計)	3						
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	4						
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{12}{100} + (4) \times \frac{6}{100}$	5						
	法 人 税 額 基 準 額	6			の 合 計 額	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7				当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑬」)	17	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9						
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10						
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18	

「18」欄
 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10294」
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

別表六の二(十三) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十四)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 結 業 度
事 業 年 度
法人名
()

別表六の二(十四) 平二十九・以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12	円	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2			特 定 事 業 用 機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (「55の①」の合計)	13		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「10」の「1」)							
	<p>地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10582」</p> <p>③ 「適用額」欄：「18」欄の金額</p>							
	同 上 の うち 建 物 及 び そ の 設 備 並 び に 構 築 物 に 係 属 する 部 分 の 金 額				の	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	税 額 控 除 限 度 $((3) - (4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{4}{100}$				計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	法 人 税 額 基 準 額 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6			額	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の④」)	17	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7			計	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18	
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8			算			
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9						
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11							

法 0301-0614-02

別表六の二(十五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連	結			法人名			
		事	業			()		
		年	度						
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 の 合 計 額 の 計 算	連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	12	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2			特定建物等の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 (所得適用連結法人の(1)の合計)	13			
	取得価額の合計額 (別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3							
	同上のうち移転型計画に係る額	4							
	税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{7}{100}$	5							
	法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6			の	総調整前連結税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7			合	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
		法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8			計			
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9			の	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑬」)	17		
	調整前連結税額超過構成額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10			計				
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9) - (10)	11			算		法人税額の特別控除額の合計額 (16) - (17)	18	

「18」欄
 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10553」
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

別表六の二(十五) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十六)

「14」、「32」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表六の二(十六) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

当該連結親法人事業年度における雇用(各連結法人の別表六「4」の合計)		「14」欄	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「10571」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額		
基準雇用者(各連結法人の別表六の二「6」の合計)					
基準雇用(2)					
給与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「39」の合計)		4	円	当期税額基準額 $(10) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$	11
比較給与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「47」の合計)		5		当期税額控除可能額 ((9)と(11)のうち少ない金額)	12
特定地域基準雇用者数の合計(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「12」の合計)		6	人	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑩」)	13
調整基準雇用者数(2)-(16)		7		当期税額控除額 (12)-(13)	14
地方事業所基準雇用者数(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「18」の合計)					
地方事業所特別税額控除対象地方事業所(2)と(15)のうち少ない金額					
個別特定新規雇用者(各連結法人の別表付表一「21」の合計)					
控除対象特定新規雇用者(16)と(17)のうち少ない金額					
個別非特定新規雇用者(各連結法人の別表付表一「27」の合計)					
特定地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の15の2第2項」※1 又は「第68条の15の2第2項」※2 ② 「区分番号」欄：「10554」※1 又は「10583」※2 ③ 「適用額」欄：「32」欄の金額 ※1 平成29年旧措置法第68条の15の2第2項(区分番号：「10554」) 平成29年4月1日に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第2項(区分番号：「10583」) 平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度					
特定地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第3項」 ② 「区分番号」欄：「10555」 ③ 「適用額」欄：「38」欄の金額					
個別非特定新規雇用者超過数の合計(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「27」の合計)		23		当期税額控除額 (30)-(31)	32
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
地方事業所特別基準雇用者数の合計(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「32」の合計)		33	人	当期税額控除可能額 ((34)と(35)のうち少ない金額)	36
地方事業所特別税額控除限度額 $30 \text{ 万円} \times (33) + \text{各連結法人の別表六の二(十六)付表二「13」の合計}$		34	円	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑩」)	37
差引当期税額基準額残額 $(28) - (12) - (30) - \text{別表六の二(十五)「16」}$		35		当期税額控除額 (36)-(37)	38
法人税額の特別控除額 $(14) + (32) + (38)$					39

別表六の二(十七)

「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

各 連 結 法 人 に お け る 算 計	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 算 計	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16			
	特定寄附金の額の合計額 (28の計)	3			法人税額基準額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17			
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{20}{100}$	4			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(17)のうち少ない金額)	18			
	住 民 税 額 控 除 額	(別表一の二(一)「5」+「7」)、(別表一の二(二)「5」+「7」)又は(別表一の二(三)「5」+「7」)のうち帰せられる金額			5	外		調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$	19
		連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「20」)			6	各 連 結 法 人 に お け る 算 計		法人税額の特別控除額の個別帰属額 (18) - (19)	20
	連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「21」)	7			連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)			21	
	仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8			特定寄附金を支出した各連結法人の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	22			
	控除対象個別帰属調整額等	9			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23			
	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (5) > (8)	10			調整前連結税額 (別表六の二(二十四)「7の⑬」)	24			
	住民税 (10) ×				法人税額の特別控除額の合計額 (25) - (26)	25			
	差引税額控 (4)				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑬」)	26			
	特定寄附金基準額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13			法人税額の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27			
	税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14							

「27」欄
 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10572」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 付 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特 定 寄 附 金 の 額
平 年 月 日			28
平 年 月 日			円
平 年 月 日			
計			

別表六の二(十七) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十八)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名		()			
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	20	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2		経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	21		
	取得価額の合計額 (別表六の二(十五)付表⑧の合計)	3		円	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(2))	23	
	税 額 控 除 (3)				法人税額基準額 (九)	24	
	調整前連結税額				法人税額基準額の合計額 (計)	25	
	個別帰属額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(九)「8」+「17」)$	6			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の②」)	26	
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7			当期税額控除額の合計額 (25) - (26)	27	
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8			総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(九)「35」+「39」)$	28	
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9			総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28 - (25)) - (別表六の二(九)「45」) - (別表六の二(十九)「26」)	29	
	当期税額控除額 (8) - (9)	10			繰越税額控除可能額 連 結 事 業 年 度 平 均 (各連結法人の(39)の①の合計)	30	
	繰越税額控除 (3)				当期税額控除額 (8) - (9)	31	
	調整前連結税額				繰越税額控除可能額の合計 (各連結法人の(39)の①の合計)	32	
	個別帰属額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(九)「8」+「17」)$	13			当期繰越税額控除額の合計額 (27) - (26)	33	
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13 - (8)) - (別表六の二(九)「25」) - (別表六の二(十九)「9」)	14			法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	34	
	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額の合計額 (32) - (35)	35	
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	36	
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17			各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	37	
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18			連結事業年度又は事業年度	38	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19			前期繰越額又は当期税額控除限度額	39		
				当期控除可能額	40		
				平 均	円	円	
				平 均	円	円	
				平 均	円	円	
				計	(16)	外 円	
				当期分	(4)	外	
				合計			

「27」欄
 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の4第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10431」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

「36」欄
 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の4第3項」
 ② 「区分番号」欄：「10432」
 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額

別表六の二(十八) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十九)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 年 度	・	・	法人名	()
-----------	---	---	-----	-----

別表六の二(十九) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円
<p>「28」欄</p> <p>中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10586」</p> <p>③ 「適用額」欄：「28」欄の金額</p>			特 定 経 営 力 向 上 設 備 等 の 取 得 を し た 金 額 の 合 計 額 (1)の合計	22	
			損 益 金 額 を 有 す る 金 額 の 合 計 額 (2)の合計	23	
			結 税 額 別表一の二 (三)「2」	24	
			税 額 基 準 額	25	
当 期 税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{10}{100}$	5		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(25) \times \frac{(1)}{(2)}$	6		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の②」)	27	
法 人 税 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(九)「8」 + 「17」) - (別表六の二(十八)「8」)$	7		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (26) - (27)	28	
法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額	8		総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(九)「35」 + 「39」) - (別表六の二(十八)「25」)$	29	
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額	9		総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (29)又は(29) - (26)) - (別表六の二(九)「45」) - (別表六の二(十八)「32」)	30	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	31	
当 期 税 額 控 除 額 (9) - (10)	11		連 結 事 業 年 度 平 均 (各連結法人の(40)の①)の合計	31	
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (39)の計	12		平 均 (各連結法人の(40)の②)の合計	32	
調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13		合 計	33	
個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(九)「8」 + 「17」) - (別表六の二(十八)「8」)$	14		繰 越 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	34	
個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (14)又は(14) - (9)) - (別表六の二(九)「25」) - (別表六の二(十八)「16」)	15		連 結 事 業 年 度 平 均 (別表六の二(二十四)付表「2の⑩」)	34	
法 人 税 額 基 準 額	16		平 均 (別表六の二(二十四)付表「2の⑩」)	35	
			合 計	36	
			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (33) - (36)	37	
			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (28) + (37)	38	

<p>「37」欄</p> <p>中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第3項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10587」</p> <p>③ 「適用額」欄：「37」欄の金額</p>			前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (39) - (40)
			39	40	41
			円	円	
			①		外 円
			②	(17)	

(17) - (18)		度 超 過 額 の 計 算	当 期 分	(5)	(9)	外
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (11) + (19)	20		合 計			

別表六の二(二十)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名 ()		
調整前増加額	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表「1」の合計)	1	円	調整前税額控除限度額 $(11) \times \frac{10}{100}$ (6 ≤ (7)の場合は0)	12	円
調整前増加額	基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(26)の合計)	2		税額控除加算基準額 (((1) - (5)) と (11) のうち少ない金額)	13	
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2)	3		税額控除加算額 (13) × $\frac{2}{100}$	14	
「22」欄 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の15の5第1項」※1又は「第68条の15の6第1項」※2 ② 「区分番号」欄：「10433」※1又は「10588」※2 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額 ※1 平成29年旧措置法第68条の15の5第1項(区分番号：「10433」) 平成29年4月1日以前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の6第1項(区分番号：「10588」) 平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度				税額控除限度額 (12) + (14) (9) < 0.02若しくは(7)	15	
				税額控除加算額 $\frac{12}{100}$ (=0の場合は0)	16	
				税額控除限度額 (12) + (16) (7)の場合は0)	17	
				結税額 の二(二)「2」又は	18	
				基準額 20	19	
				税額控除可能額 (17) - (19) (1) < 0の場合は0)	20	
個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表「22」の合計)	10	円		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7」の④)	21	
雇用者給与等支給増加額 (3) - (10) (マイナスの場合は0)	11			法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	
各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算						
基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 (23)の基準連結事業年度又は 基準事業年度等の月数		基準雇用者給与等支給額 (24) × (25)		
23	24	25		26		
平	・	円	――		円	
平	・					
各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算						
前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 (27)の前連結事業年度 又は前事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (28) × (29)		
27	28	29		30		
平	・	円	――		円	
平	・					
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算						
		平均給与等支給額の計算			比較平均給与等支給額の計算	
		適用年度			前連結事業年度又は前事業年度	
		①			②	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	雇用者給与等支給額	31	別表六の二(二十)付表「1」	円	(28)	円
	同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	32				
	同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	33				
	継続雇用者給与等支給額 (32) - (33)	34				
	月別支給対象者の合計数	35			人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(34)の合計 各連結法人の(35)の合計		36		円		円

別表六の二(二十) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十一)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 法 人 法 人 名		連 結 事 業 年 度	法 人 名	()	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (9)と(12)のうち少ない金額	13
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(18) \times \frac{(1)}{(10)}$	2		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	14
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十一)付表「9」の合計)	3		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (13) - (14)	15
	同 上 の うち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額	4		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	16
	(3)のうち別表六の二(二十一)付表「6」 が特定期間内であるものに係る額	5		特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	17
	同 上 の うち 建 物 及 び 構 築 物 に 係 る 額	6		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	18
	特 定 期 間 以 外 の 期 間 分 $((3) - (4)) - ((5) - (6))$ $\times \frac{4}{100} + ((4) - (6)) \times \frac{2}{100}$	7		総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(18) \times \frac{20}{100}$	19
	特 定 期 間 分 $((5) - (6)) \times \frac{5}{100}$ $+ (6) \times \frac{3}{100}$	8		計 額	20
	税 額 控 除 限 度 額 (7) + (8)	9		成 額 (21)	21
	調 整 前 連 結 法 人 税 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	10		法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 合 計 額 (20) - (21)	22
	法 人 税 額 基 準 額 (10)と(11)のうち少ない金額	12			

「22」欄
 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第68条の15の6第7項」
 ② 「区分番号」欄：「10500」
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

別表六の二(二十一) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表八の二

「12」欄に記載がある場合又は「26」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
-------------	--------	-----

別表八の二 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (19の計)	1	円	関連法人株式等の額の計算	総 資 産 価 額 (17の計)	8	円
受 取 配 当 等 の 額 (22の計)	2		負 債 利 子 等 の 額 の 計 算	期末関連法人株式等の帳簿価額 (18の計)	9	
負債利子等の額	3			受取配当等の額から控除する負債利子等の額 $(7) \times \frac{(9)}{(8)}$	10	
当期に支払う負債利子等の額	3			その他株式等に係る受取配当等の額 (25の計)	11	
連結法人に支払う負債利子等の額	4			特例非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	12	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七の二(二)「29」のうち多い金額)	5			上記以外の株式等に係る受取配当等の額 (34の計)	13	
連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(三)「10」)	6			受取配当等の益金不算入額 $(1) + ((2) - (10)) + (11) \times 50\% + (12) \times 40\% + (13) \times 20\%$	14	
計 (4) - (5) + (6)	7					
「12」欄 保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の104第1項」 ② 「区分番号」欄：「10566」 ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額					算	
前				産 価 額		期 末 関 連 法 人 株 式 等 の 帳 簿 価 額
当 期 末 現 在 額				- (10)		
計				17		18
				円		円

受 取 配 当 等 の 額 の 明 細

完全子法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		受取配当等の額		
								19		
				・	・				円	
				・	・					
				・	・					
				・	・					
計										
関連法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保 有 合 割	受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額 (20) - (21)	
					20	21	22			
					円	円	円			
その他株式等	発行法人名	本店の所在地							算入の対象となる金額 (23) - (24)	
									25	
									円	
計										
非支配目的株式等	株式等の発行法人名又は銘柄	本店の所在地	基 準 日	保 有 合 割	受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額	
					特例非支配目的株式等に係る配当等の額	左記以外の株式等に係る配当等の額	特例非支配目的株式等に係る配当等の額	左記以外の株式等に係る配当等の額	特例非支配目的株式等に係る配当等の額 (29) - (31)	左記以外の株式等に係る配当等の額 (30) - (32)
			26	27	28	29	30	31	32	33
						円	円	円	円	円
計										

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
国家戦略特別区域の名称	1	特 別 控 除 額 の 計 算	所得金額仮計又は 連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「33の①」)	5	円
設立年月日	2	平 . .	軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	6	
指定法人としての指定を受けた日	3	平 . .	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
特定事業の内容	4		特別控除額 $(7) \times \frac{20}{100}$	8	

別表十(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1002

「8」欄

国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10577」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①
⑥

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十(三)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書									
準備金の名称	1		翌	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額	12				円
当期積立額	2		期	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	13				
積立限度額の計算	取引の基計標準	3	繰越額の計算	同上以外の場合による益金算入額 (26の計+27の計)	14				
	取引基準額 (3) × 100	4		計 (13) + (14)	15				
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5		当期積立額のうち損金算入額 (2) - (1)	16				
	鉱物の販売に係る所得金額 (3) - (5)	6		期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17				
租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第39条の8第3項、第4項により控除する金額	7		貸借対	貸借対照表に計上されている 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18				
<p>「16」欄</p> <p>探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の61第1項」※1、「第68条の61第8項」※2又は「第68条の61第2項」※3</p> <p>② 「区分番号」欄：「10202」※1※2又は「10465」※3</p> <p>③ 「適用額」欄：「16」欄の金額</p> <p>※1 第68条の61第1項(区分番号：「10202」) 探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)</p> <p>※2 第68条の61第8項(区分番号：「10202」) 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)</p> <p>※3 第68条の61第2項(区分番号：「10465」) 海外探鉱準備金の損金算入</p>									
積立事	・								
・	・								
・	・								
・	・								
当期分									
計									

「43」欄									
<p>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の62第1項」※1又は「第68条の62第2項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10204」※1又は「10466」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「43」欄の金額</p> <p>※1 第68条の62第1項(区分番号：「10204」) 新鉱床探鉱費の特別控除</p> <p>※2 第68条の62第2項(区分番号：「10466」) 海外新鉱床探鉱費の特別控除</p>									
探鉱費基準額の計算	当期に支出した当期の探鉱用機								
	(29)のうち国内								
	(29)のうち海外								
	(30)の額を起								
	益金算入								
	探鉱費								
	(29)又は								
	(マイナ								
準備金額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34	算	所得基準額 (37) - (40)又は(37) - (40) - (41) (マイナスの場合は0)	42				
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35							
	益金算入基準額 (34) + (35)	36							
			特	別	控	除	額		
				(33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	43				

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

③ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(四)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算														
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4												
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6												
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120円)$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180円)$	7	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135円)$	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60円)$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90円)$	11	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12												
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 30円)$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45円)$	13												
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14												
	日本船舶の持分比率	15												
	日本船舶の稼働日数	16	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18									損金算入額 (18)-(19)	20			円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19									益金算入額 (19)-(18)	21			円
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算														
認定の取消日	22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23								円
前金額まで合計に損額の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額			日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額			損金算入額 (24)-(25)						
		24			25			26						
	平	・	・	円	円					円				
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
合計														

「20」欄
 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の62の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10467」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(六)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	(
----------------------	---	---	-----	---

別表十(六)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
<p>「6」欄</p> <p>社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の99第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10468」</p> <p>③ 「適用額」欄：「6」欄の金額</p>						
2,500万円以下の金額	7			(7) × $\frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			(8) × $\frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			(9) × $\frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10					
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11					
<p>「22」欄</p> <p>農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の101第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10368」</p> <p>③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p>						

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23						
<p>「27」欄</p> <p>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10367」</p> <p>③ 「適用額」欄：「27」欄の金額</p>							
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27						

別表十の二(一)

「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖繩の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書			連事年	結業年度	法人名	() 円	
各	地区又は地域	措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分 (第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区))	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	13
	設立年月日	2	平・	特別控除額 (13)又は(22)× $\frac{(13)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$		14	
法	(1)が第1号又は第2	特定事業に係る個別所得金額	5	円	国際物流拠点産業集積地域	特定事業に係る連結所得の金額	15
		各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6			特別控除額 (15)又は(22)× $\frac{(15)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$	16
に	(2)	各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6	円	経済金融活性化特別地区	特別控除額 (各連結法人の(12)の合計)	17
		お	得金額仮計 の二「33の①」)			18	
け	(1)	(別表四の二付表「33の①」) (マイナスの場合は0)	8	人	減対象連結欠	全軽減対象連結所得金額 (13)+(15)+(各連結法人の(8)の合計)	19
		経済金融活性化特別地区内において常時使用する	9			減対象 の合計額	20
る	第2	常時使用する		の	の場合の計算	調整軽減対象連結所得金額 (18)と(19)-(20)-(21)のうち少ない金額)	22
		従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11			21	
計	項	特別控除額の個別帰属額 (8)又は(22)× $\frac{(8)}{(19)}$ × $\frac{40}{100}$ ×(11)	12	円	の場合の計算		
		算					
場	合			円	の場合の計算		

「14」欄

沖繩の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項第1号」
- ② 「区分番号」欄：「10207」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

「16」欄

沖繩の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項第2号」
- ② 「区分番号」欄：「10408」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

「17」欄

沖繩の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10527」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表十の二(一) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表十の二(二)

「18」、「31」、「34」、「37」又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()
年	・	・		

別表十の二(二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書						
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .	差引譲渡経費の額 (10)-(11)	12	
	譲渡資産の種類	4		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
取得した補償金等の額	5		円	譲渡益の額 (5)+(6)-(7)-(8)又は(9)-(12)又は(13)	14	
特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受けた金額	15	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
譲渡資産の帳簿価額	8			特別控除残額 5,000万円-(16)	17	
同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	9			特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18	

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書						
事業施行者等の名称	19			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . .) 平 . .		特別控除残額 2,000万円-(29)	30	
取得した対価の額	21		円	特別控除額 (28)と(30)のうち少ない金額	31	
交換取得資産の価額	22			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
交換取得資産につき交換差金	23			特別控除残額 1,500万円-(32)	33	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24			特別控除額 (28)と(33)のうち少ない金額	34	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	25		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26		特別控除残額 800万円-(35)	36	
	差引譲渡経費の額 (25)-(26)	27		特別控除額 (28)と(36)のうち少ない金額	37	
譲渡益の額 (21)+(22)-(23)-(24)-(27)	28			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
				特別控除残額 1,000万円-(38)	39	
				特別控除額 (28)と(39)のうち少ない金額	40	

P44参照

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書						
各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (18)+(31)+(34)+(37)+(40)	41	円	各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((44)-(47))×(41)/(44)	42		当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45	
	特別控除額の個別帰属損金額 (41)-(42)	43		特別控除残額 5,000万円-(45)	46	
				特別控除額 (44)と(46)のうち少ない金額	47	

別表十の二(二)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」若しくは「第68条の73第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「18」欄の金額

「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「31」欄の金額

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「34」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「37」欄の金額

「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「40」欄の金額

別表十一(一の二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
--------------	-----	-----

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に於いて租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) $\frac{10}{1,000}$

(2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。) $\frac{8}{1,000}$

(3) 金融及び保険業 $\frac{3}{1,000}$

(4) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業 $\frac{13}{1,000}$

(5) その他の事業 $\frac{6}{1,000}$

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(24の計)	2		(9)	10	
実績率	3		前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	11	
			前年度又は前3年内事業年度に算入された令第96条第2号ロの金額の合計額	12	
			令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	13	
			前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	14	
			損金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	15	
			貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)+(13)-(14)	16	
			(15) × $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$	17	
			貸倒実績率 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)		

「7」欄

中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の59第3項」

② 「区分番号」欄: 「10380」

③ 「適用額」欄: 「7」欄の金額

一括評価金銭債権の明細									
勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れがあったものとの額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に転ずる売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 $\frac{(28)}{(27)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28		実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円

別表十一(一の二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌 期 繰 越 額 の 計 算	5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 号	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26の計)	14	
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭平第 号	計 (13) + (14)	15	
当 期 積 立 額	5		当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5) - (11)	16	
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 号	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16)	17	
積 立 限 度 額 の 計 算	7		貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18	
積 立 限 度 額 の 計 算	8		差 引 (18) - (17)	19	
積 立 限 度 額 の 計 算	9		貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20	
積 立 限 度 額 の 計 算	10		当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11) + (20)	21	
積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10)	11		前 期 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22	

P47参照

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (24) - (25) - (26)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	(25) 以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	円
から5年を経過したものの翌日					
から5年を経過しないものの翌日					
当 期 分					
計		円	円	円	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第1号)	10187	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第2号)	10188	
海外投資等損失準備金 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第3号)	10189	
海外投資等損失準備金 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第4号)	10190	

※ 「第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
投資事業有限責任組合の名称	1	当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	積立限度額の計算	5
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	積立限度額 (5) × $\frac{50 \text{又は} 80}{100}$	6
		積立限度超過額 (4) - (6)	7

別表十二(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の43の2第1項」※1又は「第68条の43の2第5項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10525」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平 . .	翌 期 当 期 繰 上 り 計 算	期首特定事業再編投資 損失準備金の金額	12	円	
特定事業再編実施日	2	平 . .		均等益金算入額 の計	基準事業年度等の 終了の日における 特定事業再編投資 損失準備金の金額		13
当期積立額	3	円		均等益金算入額 (13) × $\frac{26}{48}$ 又は $\frac{60}{60}$	14		
積立限度額の計算	4	最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	の 計 算 の 明 細	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「17」欄</p> <p>特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の43の3第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10526」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額</p> </div>			
積立限度額の計算	5	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額		額	計 (14) + (15)	16	
積立限度額の計算	6	当期において取得した特定株式等の取得年月日		計	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	17	
積立限度額の計算	7	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額		算	期末特定事業再編投資 損失準備金の金額 (12) - (16) + (17)	18	
積立限度額の計算	8	$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 特定事業再編投資損失準備金	19	
積立限度額の計算	9	(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額		当	差 引 (19) - (18)	20	
積立限度額の計算	10	積立限度額 (8) - (9)		期	貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の (19)))	21	
積立限度超過額	11	積立限度超過額 (3) - (10)		分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)	22	
積立限度超過額	11	積立限度超過額 (3) - (10)		前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(20))	23	

別表十二(三) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(四) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	円	
特定施設の名称	2		当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額		8
				同上以外の場合による 益金算入額		9
			計 (8) + (9)	10		
当期準備金積立額	3	貸借	当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (6)	11		
積立限度額の計算	4		期末金属鉱業等鉱害 防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12		
		貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13			
積			引 (12)	14		
			の取崩不足額 (13) - 前期の(13))	15		
			差額の合計額 (15)	16		
			おける差額 の(14))	17		

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第1項」※1
又は「第68条の44第6項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10191」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(六)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(六) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	円	計算	期首特定災害防止準備金の金額	6		
特定廃棄物最終処分場の名称	2			当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
				同上以外の場合による益金算入額	8		
				計 (7)+(8)	9		
当期準備金積立額	3			当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)-(5)	10		
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額)	4			期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11		
				貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12		
				差引 (12)-(11)	13		
積立				貸借対照表の取崩不足額 (12)-(13)	14		
				差額の合計額 (14)	15		
				おける差額の(13)	16		

「10」欄
 特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の46第1項」※1
 又は「第68条の46第6項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10193」
 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(八)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期準備金積立額	1	円	翌 期	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円
積立 限度 超過 額の 計算	当期準備金積立額	2	繰 越 算 入 額 の 計 算	使用済燃料再処理等積立金を 取り戻した場合の益金算入額	10	
	積立限度額	3		同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に旧使用済燃料再処理 等積立金に関する法律第3条 第1項の規定により資金管理 法人に積み立てた使用済燃料 再処理等積立金の金額〕			計 (10) + (11)	12	
	積立限度超過額 (2) - (3)	4		当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13	
再 平 成 17 年 改 正 法 附 則 の 規 定 に よ る み な し 積 立 限 度 超 過 額 の 計 算	当期準備金積立額	5	貸 借 対 照 表 の	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14	
	積立限度額	6		貸借対照表に計上されている 使用済燃料再処理準備金	15	
	〔当期中に旧使用済燃料再処理 等積立金に関する法律附則第 3条第1項の規定により資金 管理法人に積み立てた使用済 燃料再処理等積立金の金額〕			差 引 (15) - (14)	16	
当期積立	<p>「13」欄</p> <p>使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第18条の規定による改正前の措置法第68条の53第1項」※1又は「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第18条の規定による改正前の措置法第68条の53第6項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10195」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>					

-1208

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(九) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設 解体準備金の金額	18			
積立期間	2	昭 平 平	翌 期	解体費用を支出した 場合の益金算入額	19		
当期積立額	3	円					
積立 限度 額の 計算	当期末の解体費用見積額	4	繰 越 金 算 入 の 計 算	益 金 算 入 額	累積限度超過額 (17)		
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5				20	
	前期以前の損金 算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6					21
	前期以前の積立限度 超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7					
前期以前の累積限度 超過取崩額の合計額	8	22					
計 (6) + (7) - (8)	9						
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		23				
積立限度超過額 (3) - (10)	11						
累積限度基準額 (5)	12	24					
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	13						
益金算入額の合計額	14						
前期以前の累積限度 超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15		25				
差引原子力発電施設 解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16						
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17						
				貸借 対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金			
			額の 明細	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
			前期 以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29		

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は
 「第68条の54第8項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10196」
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

別表十二(十) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期利益金算入額	異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計	5					
	(3)+(4)						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
	(2)-(5)						
当期積立限度額	当 期 積 立 額	7					
	正味収入保険料等	8					
	積 立 率	9	()	()	()	()	()
	積 立 限 度 額	10	円	円	円	円	円
	(8)×(9)						
	差引積立限度超過額	11					円
	(7)-(10)						
同 上 の 内	10年洗替前の異常危険準備金の金額	12					
	(6)+(7)-(11)						
	「7」欄						
限 期 末	準備金の損金算入額						
	積立後10年を経過した						
	「7」欄						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差 引	30					
	(29)-(28)						
	貸借対照表の取崩不足額	31					
	((5)+(26))-((7)-(29)-前期の(29))						
当期分に	当期に生じた差額の合計額	32					
	(11)+(31)						
前前分	前期末における差額	33					
	(前期の(30))						
	(6)+(7)-(27)						

「7」欄
 保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の55第1項」※1又は「第68条の55第13項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10197」
 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「7」欄
 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の56第1項」※1又は「第68条の56第9項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10198」
 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平 . .	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2			均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) の内 訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3		均等益金算入額の計算 均等益金算入額 (17)×——	18		
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4			同上以外の場合による 益金算入額	19	
積 立 限 度 準 額 の 計 算	空港用地取得の計 価額算 平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	5		計 (18)+(19)	20		
	空港用地取得価額基準額 (5)× $\frac{1}{10}$	6			当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
積 立 限 度 準 額 の 計 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22		
	新関空会社所得金額	8			貸借対照表に計上されてい る関西国際空港用地整備準備金	23	
積 立 限 度 準 額 の 計 算	新関空会社欠損金額	9		差 引 (23)-(22)		24	
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10			照表の取崩不足額 (15)-(23)-(前期の(23))	25	
算 の 明 細	整の備計 債務算 空港用地整備債務基準額 (12)-(16)-(19) (マイナスの場合は0)	13		限度超過額 (2)-(14)	26		
	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14		当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27		
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)		15		前期末における差額 (前期の(24))	28		

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10404」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・	・	法人名	()
当期積立額	1	円			円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2			
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3			
	空港用地取得価額基準額 平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額	4			
空港用地取得価額基準額の計算	空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5			
積立限度額	累積限度基準額残額 (4) - ((1) - (14))	6			
額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「47の①」+「48の①」+「49の①」+「50の①」))	7			
	所得基準額の計算 (7) × $\frac{2}{3}$	8			
積立限度額	積立限度額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)	9			
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)		10			
期首整備準備金の金額	11				
均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12			
	均等益金算入額 (12) × ——	13			
超過金額	同上以外の場合による益金算入額	14			
の額	計 (13) + (14)	15			
計	当期積立額のうち損金算入額 (10)	16			
期末整備準備金の金額	中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17			
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18			
当期	差引 (18) - (17)	19			
前期	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20			
	積立限度超過額 (1) - (9)	21			
	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22			
前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23			

別表十二(十二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10464」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十三) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

資産の種類及び名称	1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	
	当期益金算入額	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
		積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額	5				
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計	7					
	(4) + (5) + (6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
	当期積立額	9					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15						
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円	
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
	当期分	(7) - (17)					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10379」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立期間の終了する日の翌日から2年を経過した日の翌日から2年を経過する日の間の特別修繕準備金の金額	24					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24					

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .			期首特別修繕準備金の金額	31		円
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26		円		当期益金算入額 (30)	32		
	当期の月数 48又は120	27	—			期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33		
	4年等取崩金額 (26) × (27)	28		円		貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引 (34) - (33)	34 35		
	同上以外の場合による益金算入額	29				当期積立額	36		
	当期益金算入額 (28) + (29)と(31)のうち少ない金額	30				貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34))	37		
						計 (36) + (37)	38		
						前期末における差額 (前期の(35))	39		

別表十二(十四)

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十二(十四) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書							
認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円	
交付金等の該当号	2	第号	当期益金算入額の計算	当期5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12		
				同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	13		
交付金等の額	3			計(12)+(13)	14		
当期積立額	4			当期積立額のうち損金算入額(10)	15		
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5	貸借対照表の金額との差額の明細	期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)-(14)+(15)	16		
				貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金差引(17)-(16)	18		
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	当期分	貸借対照表の取崩不足額(14)-((4)-((17)-前期の(17)))	19		
				積立限度超過額(4)-(9)	20		
				当期に生じた差額の合計額(19)+(20)	21		
当期積立額のうち損金算入額(4)と(9)のうち少ない金額	10		前分以前	前期末における差額(前期の(18))	22		
益金算入額の計算							
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	23	当期現在の準備金額	24	当期5年を経過した場合の任意取崩し等(25)及び(26)以外の場合	27	翌期繰越額(24)-(25)-(26)-(27)
				25	26	27	28
「10」欄 農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の64第1項」 ② 「区分番号」欄：「10347」 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額							
当期分							
計		円	円	円	円		

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平・・	平・・	平・・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
(32)の内訳	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32				
	(32)のうち損金経理による金額	33				
圧縮限度額の計算	(32)のうち剰余金の処分による金額					
	準備金等益金算入基準額	38				
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(25の計)					
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(26の計)					
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	39				
計(35)+(36)+(37)	40					
取得価額基準額(31)-1円	41					
圧縮限度額(38)、(39)と(40)うち少ない金額	42					
個別資産の圧縮限度額	43					
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額(32)と(42)のうち少ない金額		④	⑤	⑥		④+⑤+⑥ 円

別表十三(四)
 「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

①

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 ()

別表十三(四)
 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額をした場合	取得した代替資産の種類	20		
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円	
	譲渡資産の種類	3			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		
	譲渡資産の収用換地等部分の帳簿価額	4			圧縮限度額 (22) × (19)	23		
取得した補償金等の額	取得した補償金等の額	5		圧縮限度超過額 (21) - (23)	24			
	保留地			特別勘定に経理した金額	25			
交換取得				特別勘定繰入限度額の計算	特別勘定の対象となり得る金額 (17) - (22)	26		
					繰入限度額 (26) × (19)	27		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8		設定した場合	繰入限度超過額 (25) - (27)	28		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9			翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29	
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30		
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	11			当期中に益金の額に算入すべき金額	31		
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)	12			期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32		
	交換取得資産の種類の計算				交換取得資産の種類	33		
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	13		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	14			圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (7)	35	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15		圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36		
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16			交換取得資産につき支払った交換差金の額	37		
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38		
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18			計 (36) + (37) + (38)	39		
	差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$	19			圧縮限度額 (35) - (39)	40		
				圧縮限度超過額 (34) - (40)	41			

P60参照

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の70第1項」又は「第68条の70第7項」	10349	「21」欄の金額 （「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	「第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」	10528	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」	10529	
	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」	10531	

※ 「第68条の70第7項」、「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」、「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10528」及び「10531」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の71第1項」又は「第68条の71第3項」	10350	「25」欄の金額 （「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」	10530	

※ 「第68条の71第3項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第1項」又は「第68条の72第5項」	10214	「34」欄の金額 （「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※ 「第68条の72第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)
「21」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

①

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮
額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度
法人名
()

別表十三(五)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

1 法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係通達(法人税編)65の7(2)イ若しくは(ロ)に掲げる場合又は連結法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係通達(連結納税編)68の78(2)イ若しくは(ロ)に掲げる場合には、それぞれ次のとおりです。
①「15」欄はその建物、構築物等の建設着手年月日を、「16」欄はその建物、構築物等の事業供用予定年月日を、「17」欄は当該建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日を、それぞれ記載します。
②「21」欄は、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に、本別表を添付してください。
2 1の場合には、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に、本別表を添付してください。

譲渡した資産の種類	1	昭平	昭平	昭平	昭平	平
譲渡した資産の取得年月日	2	昭平	昭平	昭平	昭平	平
譲渡した資産の所在地	3					計
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5	平	平	平	平	
対価の額	6	円	円	円	円	円
譲渡直前の帳簿価額	7					
譲渡に要した経費の額	8					
(7) + (8)	9					
差益割合	10					
取得した買換資産の種類	11					
取得した買換資産の所在地	12					
取得年月日	13	昭平	昭平	昭平	昭平	
買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	平	平	平	平	
買換資産が土地等の取得価額等	16	平	平	平	平	
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	平	平	平	平	
取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19					
取得価額	20	円	円	円	円	円
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21					
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22					
圧縮基礎取得価額(14)又は(20)と(22)のうち少ない金額	23					
買換取得価額の前期末の取得価額	24					
買換取得価額の前期末の帳簿価額	25					
圧縮基礎取得価額(23) × (25) / (24)	26					
圧縮限度額(23)又は(26) × (10) × (80、70又は75) / 100	27					
圧縮限度超過額(21) - (27)	28					
対価の額の合計額(6の計)	29	円				円
対価のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30					
特別勘定の対象となり得る金額(29) - (30)	31					
特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額(36)と(38)のうち少ない金額: (80、70又は75) / 100 × (10)	32					
同上のうち前期資産の取得に充てようとする金額	33					
当期中において取得に充てようとする金額	34					
翌期繰越額(32) - (33) - (34)	35					
特別勘定に経理した金額	36					円
(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	37					
繰入限度額(37) × (10) × (80、70又は75) / 100	38					
繰入限度超過額(36) - (38)	39					
当初の特別勘定の金額(36) - (39)	40					
同利益金の額に算入された金額	41					
当期中に益金の額に算入すべき金額	42					
期末特別勘定残額(40) - (41) - (42)	43					

P62・63参照

P64参照

その他参考となる事項

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10532	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10533	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		10534	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		10535	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		10356	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		10234	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		10405	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		10357	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (平成29年旧措置法第2号該当)		「平成29年旧措置法第68条の78第1項」、「平成29年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の80」	
農用地区域内にある土地等の買換え (平成29年旧措置法第7号該当)	10233		

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」若しくは「第68条の80」、「平成29年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の80」又は「平成26年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第9項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の80」	10540	「21」欄の金額 （「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※ 「第68条の78第9項」、「平成29年旧措置法第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」、「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」、「平成29年旧措置法第68条の80」又は「平成26年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10536	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10537	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		10538	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		10539	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		10362	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		10253	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		10406	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		10363	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (平成29年旧措置法第2号該当)		「平成29年旧措置法第68条の79第1項」、「平成29年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成29年旧措置法第68条の80」	
農用地区域内にある土地等の買換え (平成29年旧措置法第7号該当)	10252		

※ 「第68条の79第3項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)
「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十三(六) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	昭平	取得資産のみを	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
譲渡資産の種類	2		圧	譲渡直前の帳簿価額(8)	14	
<p>「13」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10258」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	清算金を取得した場合	対心する帳簿価額	17	
帳簿価額	6	円	計	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$		
譲渡直前の帳簿価額	7		算	圧縮限度額	18	
計	8		圧	圧縮限度超過額	19	
<p>「20」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10258」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
取得資産の価額	11	円	計	取得資産の価額(11)	21	
取得した土地等の面積	12	平方メートル	算	額	22	
<p>額 (22) + (23)</p> <p>圧縮限度額</p>						

別表十三(七)

「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23			円
取得資産等の価額(14)	24			
譲渡直前の帳簿価額(10)	25			
譲渡資産等とともに支出した金額	26			
譲渡資産の対価の額(7)	27			
(25)+(26)又は(24)-(27))	28			
圧縮限度額(24)-(28)	29			
圧縮限度超過額(23)-(29)	30			
取得認定期間	31	平	・	・
特別勘定に経理した金額	32			円
譲り受ける宅地の価額の見積額	33			
譲渡直前の帳簿価額(10)	34			
譲渡資産の対価の額(7)	35			
譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36			
譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)	37			
譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)	38			
繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38)	39			
繰入限度超過額(32)-(39)	40			
当初の特別勘定の金額(32)-(40)	41			
同前期末までに益金の額に算入された金額	42			
当期中に益金の額に算入すべき金額	43			
期末特別勘定残額(41)-(42)-(43)	44			

造成事業施行者の名称	1			
交換等をした資産の種類	2			
同上の資産の取得年月日	3	昭	平	・
交換等をした資産の所在地	4			
交換等をした土地等の面積	5		平方メートル	
交換等の年月日	6	平	・	・
対価の額	7			円
譲渡直前の帳簿価額	8			
交換等に要した経費の額	9			
計(8)+(9)	10			
取得した宅地の所在地	11			
取得した宅地の面積	12		平方メートル	
取得年月日	13	平	・	・
取得した宅地の価額	14			円
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15			円
譲渡直前の帳簿価額(10)	16			
取得資産等の価額(14)	17			
取得資産等とともに取得した交換差金の額	18			
譲渡資産の対価の額(7)	19			
取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×(17)/(17)+(18)又は(19)	20			
圧縮限度額(17)-(20)	21			
圧縮限度超過額(15)-(21)	22			

P67参照

別表十三(七) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第68条の82第1項」又は「第68条の82第4項」	10259	「15」欄の金額 (「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の83第9項において準用する第68条の82第1項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」	10541	

※ 「第68条の82第4項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10541」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第68条の82第1項」又は「第68条の82第4項」	10259	「23」欄の金額 (「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の83第9項において準用する第68条の82第1項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」	10541	

※ 「第68条の82第4項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10541」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第68条の83第1項」又は「第68条の83第4項」	10260	「32」欄の金額 (「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第68条の83第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。

別表十三(八)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 () 円

別表十三(八) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平	・	・	交換取得資産	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
取得資産の種類	2				譲渡直前の帳簿価額	(8)	14	
<p>「13」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10263」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
譲渡した所有隣接土地等の面積	5			平方メートル	取得算	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	
譲渡直前の帳簿価額	6			円	交換と圧	圧縮限度額	18	$(15) - (17)$
譲渡に要した経費の額	7				交換と圧	圧縮限度超過額	19	$(13) - (18)$
計	8				交換と圧	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
<p>「20」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10263」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
取得資産の価額	11			円	又出した場合	額	21	$(22) + (23)$
取得した土地等の面積	12			平方メートル	又出した場合	圧縮限度額	25	$(21) - (24)$
<p>圧縮限度超過額</p> <p>$(20) - (25)$</p>								

別表十三(九)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十三(九) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細						
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等	
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
届出書の提出年月日	3	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
先行取得土地等の所在地	4					
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	取得価額	円	円	円	円	円
	前期までに損金算入された積立金計上額					
	差引取得価額 (6)-(7)					

譲渡土地等の明細						
譲渡土地	<p>「17」欄</p> <p>平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の85第1項」※1又は「第68条の85第7項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10264」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>					
譲渡士						
譲渡利益金額の計算	譲渡に要した経費の額	13				
	計 (12)+(13)	14				
	譲渡利益金額 (11)-(14)	15				

圧縮限度額の計算						
		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
(15)の計)×(80%又は60%)	18					
(18)のうち適用済みの金額	19		②)の①	②)の①+②	②)の①+②+③	②)の①+②+③+④
(18)-(19)	20					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と②)のうち少ない金額	21					
圧縮限度超過額 (17)-②)	22					

別表十三(十)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
円			円
賦課金の額	1	試験研究用資産の 帳簿価額を減額した金額	5
同上のうち既に試験研究用 資産の取得等に充てた金額	2	圧縮 限度 額の 計算 (3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3	圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7
取得した試験研究用 資産の種類	4	圧縮限度超過額 (5) - (7)	8

別表十三(十)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1310

「5」欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の94第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10366」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十一)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十三(十一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・
助成金等を交付した者	2		告示番号	5	第号
助成金等の交付を受けた年月日	3	平・・	交付を受けた助成金等の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) - (14)	18	
損金不算入額 (8) - (7)	9				
転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19	
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌年度の特別勘定の金額 (17) - (19)	20	
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰入限度超過額 同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		繰入限度超過額の計算 当期中に益金の額に算入すべき金額	22	
圧縮限度額 (14)又は((14)-1円)	15				
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23	

P72参照

別表十三(十一)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第68条の102第1項	10271	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (転廃業助成金等の交付を受けたこと により帳簿価額を減額し、又は積立 金として積み立てた金額がある場合)	「第68条の102第2項」又は「第68条の 102第3項」	10272	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
	「第68条の102第10項において準用す る第68条の102第2項」又は「第68条の 102第11項において準用する第68条の 102第3項」	10542	

※ 区分番号「10272」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「10542」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第68条の102第3項」及び「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (特別勘定を設けた場合)	「第68条の102第4項」又は「第68条の 102第6項」	10273	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

※ 「第68条の102第6項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()	
譲受人名	1					計	
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
譲渡対価の額	4	円	円	円	円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (その場合は0)	6						
圧縮		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の72第10項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10565」</p> <p>③ 「適用額」欄:「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の「14」欄の金額</p> </div>					
譲							
当期が							
譲							
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12					
	当期益金算入額 (簡便法により計算する場合には、(9)又は(9)の金額)	13					
	翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
	当期損金算入額 (簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額)	16					
	翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()		
簡便法による当期損益計算額を算入する場合は	減価償却	償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	月	月	月
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	資産	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
		当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22				
	繰延資産	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
は合	当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表十四(五) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十四の二

「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
円	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	円
特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15	
その他の寄附金額	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14) + (15) × $\frac{1}{2}$	16	
計 (1) + (2) + (3)	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17	

一般寄附金の損金	指定寄附金等の金額 (25の計)	1	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	2	
	その他の寄附金額	3	
	計 (1) + (2) + (3)	4	
	完全支配関係がある法人 に対する寄附金額	5	

「26」欄

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96第1項」※1※2又は「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第1項」※1
- ② 「区分番号」欄：「10381」※1又は「10407」※2
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1、「特例認定特定非営利活動法人」※2、「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額

※1 第68条の96第1項又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第1項(区分番号：「10381」)

「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※2 第68条の96第1項(区分番号：「10407」)

「特例認定特定非営利活動法人」又は「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

計					
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細					
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	26
					円
計					
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細					
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	
					円
個 別 帰 属 額 の 計 算					
連 結 法 人 名					
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	34
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28		(17) × $\frac{(28)}{(2)}$	
	その他の寄附金額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35
	計 (27) + (28) + (29)	30		(21) × $\frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$	
	国外関係者に対する寄附金額	31		個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)	36
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31)	32			
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33			

別表十四の二 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることとまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。)

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
資 産 構 造	2								
細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5								
耐 用 年 数	6		年		年		年		年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8								
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9								
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10								
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11								
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12								
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14								
前 期 か ら 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外		外		外		外	
合 計 (13)+(14)+(15)	16								
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分									
残 存 価 額	17								
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	18								
旧 定 額 法 の 償 却 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (9)-(17)	19								
旧 定 額 法 の 償 却 率	20								
算 出 償 却 額 (19) × (20)	21		円		円		円		円
増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率	22	()		()		()		()	
計 (21)+(22) 又 は (16)-(18)	23								
算 出 償 却 額 (18-17) × $\frac{5}{60}$	24								
定 額 法 の 償 却 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (9)	25								
定 額 法 の 償 却 率	26								
算 出 償 却 額 (25) × (26)	27		円		円		円		円
増 加 償 却 額 (27) × 割 増 率	28	()		()		()		()	
計 (27)+(28)	29								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23), (24) 又 は (29)	30								
特 別 償 却 限 度 額 租 税 特 別 措 置 法 上 の 特 別 償 却 限 度 額	31	()	条 項	()	条 項	()	条 項	()	条 項
特 別 償 却 限 度 額	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	33								
合 計 (30)+(31)+(32)+(33)	34								
当 期 償 却 額	35								
償 却 不 足 額 (34)-(35)	36								
償 却 超 過 額 (35)-(34)	37								
前 期 か ら の 繰 り 越 し た 償 却 不 足 によるもの	38					外		外	
当 期 容 積 損 失 金 額 取 崩 し によるもの	39								
積 立 金 取 崩 し によるもの	40								
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37)+(38)-(39)-(40)	41								
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36)-(38)) と ((32)+(33)) の うち 少 ない 金 額	42								
当 期 に お いて 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	43								
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (42)-(43)	44								
翌 期 へ の 繰 越 額 平 平 平 平	45								
当 期 分 不 足 額	46								
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((38)-(39)) と (32) の うち 少 ない 金 額	47								
備 考									

P79~83参照

P83参照

別表十六(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十六(二)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種類	1								
資産構造	2								
資産細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合計	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
償却額計算の基礎となる金額	18								
平成19年3月31日以前取得分の平均取得価額×5%	19								
旧定率法の償却率	20								
算出償却額	21		円		円		円		円
増加償却額	22	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	23								
算出償却額	24								
定率法の償却率	25								
調整前償却額	26		円		円		円		円
償却保証率	27								
償却保証額	28		円		円		円		円
改定取得価額	29								
改定償却率	30								
増加償却額	31								
合計	32								
当期分の普通償却限度額等	34								
特別償却限度額	35		円		円		円		円
特別償却限度額	36	外	円	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合計	38								
当期償却額	39								
償却不足額	40								
償却超過額	41								
前期からの繰越	42								
当期償却不足による	43								
積立金取崩しの金額	44								
差引合計翌期への繰越額	45								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
差引翌期への繰越額	48								
翌期額の内繰越	49								
当期分不足額	50								
格組繰再編成により引き継ぐべき	51								
合併等特別償却不足額									
備考									

P79~83参照

P83参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(三) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1						
構造	2						
細目	3						
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5						
取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	7						
差引取得価額 (6)-(7)	8						
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9						
期末現在の積立金の額	10						
積立金の期中取崩額	11						
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13						
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外	
合 計 (12)+(13)+(14)	15						
鉱山の命数	16		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21		円		円		円
残存価額	22						
差引取得価額×5% (8)× $\frac{5}{100}$	23						
(15) > (22) の場合 旧生産高比例法の償却額 計算の基礎となる金額 (8)-(23)	24						
(15) ≤ (22) の場合 鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数 算出償却額 (20)×(24)又は(15)-(22)	25						
算出償却額 (20)×(25)	26						
平成19年4月1日以後取得分の普通償却限度額	27						
生産高比例法の償却 額 算出 (18)又は(19)の (20)×(25)	28						
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(27)	29						
特別償却特別措置法適用条項	30		条 項		条 項		条 項
特別償却限度額	31	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	32						
合 計 (30)+(31)+(32)	33						
当期償却額	34						
差 額 (33)-(34)	35						
償却超過額	36						
前期からの償却超過額	37	外		外		外	
当期償却不足額	38						
積立金取崩しによるもの 当期償却不足額	39						
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	40						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	41						
当期において切り捨てる特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	42						
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	43						
繰越額の 平 . . . 平 . . .	44						
当期分不足額	45						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (44)-(45)と(32)のうち少ない金額	46						
備考	47						

P79~83参照

P83参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(五) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
区分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額 (7)-(8)	9						
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)	13	外△		外△		外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外	
	合計 (13)+(14)+(15)	16						
償却額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
	旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額	18						
	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19						
	旧定額法の償却率	20						
	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円		円		円
	旧定率法の償却率	22						
	算出償却額 ((19)×(20)又は(21)×(22))	23		円		円		円
	定額法による償却額	24						
	定率法による償却額	25		円		円		円
	定率法の償却率	26						
当期分の普通償却限度額	算出償却額 ((24)×(25)又は(26)×(27))	27		円		円		円
	当期分の普通償却限度額	28						
	特別償却限度額	29						
	特別償却限度額 (外) (外) (外) (外) (外)	30						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31						
	合計 (29)+(30)+(31)	32						
	差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33						
	当期償却可能限度額	34						
	当期の通常 (32)又は(34)のうち	35						
	取り替えた新たな資産の償却限度額 (35)+	36						
当期償却額	当期償却額	37						
	償却不足額 (37)-(38)	38						
	償却超過額 (38)-(37)	39						
	前期からの繰越額	40	外		外		外	
	当期償却不足によるもの	41						
	積立金取崩しによるもの	42						
	差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	43						
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)+(31)のうち少ない金額	44						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	45						
	差引翌期への繰越額 (45)-(46)	46						
翌繰内期繰越 (平) (平) (平) (平)	47							
当期分不足額	48							
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)のうち少ない金額	49							
備考	50							

P79~83参照

P83参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P85～88参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第68条の10第1項第1号イ	10383 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成28年旧措置法第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	10549 ※2	
	平成28年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ	10386 ※3	
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第1号)	10567 ※4	
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第2号)	10280 ※5	
	平成28年旧措置法第68条の10第1項第2号	10286 ※6	

※1 区分番号「10383」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「10549」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「10386」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※4 区分番号「10567」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「10280」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「10286」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	
	平成29年旧措置法第68条の11第2項	10470	
国家戦略特別区域において 機械等 を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第1号)	10569	
	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第2号)	10487	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10291	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の3第1項	10580	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551	
特定中小連結法人が経営改善設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項	10584	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第68条の15の6第1項	10492	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第1項第2号	10300	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	第68条の16第1項第3号	10589	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第1項	10501	
	第68条の17第2項	10504	
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項第1号	10591	
	第68条の18第1項第2号	10593	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第1項	10303	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却)	平成28年旧措置法第68条の26第1項	10434 ※	
	第68条の26第1項	10573 ※	

※ 区分番号「10573」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「10434」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第1号)	10119	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第2号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第3号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第4号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第5号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第2項第1号	10437 ※1	
	第68条の27第2項第1号	10556 ※1	
	第68条の27第2項第2号	10543 ※2	
	平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号	10440 ※2	
	第68条の27第2項第3号	10519 ※2	
	第68条の27第2項第4号	10558	

※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10556」が該当します。

※2 区分番号「10440」は、平成26年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10519」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第68条の33第1項第1号イ」又は「第68条の33第1項第2号イ」	10560	
	「第68条の33第1項第1号ロ」又は「第68条の33第1項第2号ロ」	10562	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「平成29年旧措置法第68条の34第1項」又は「平成28年旧措置法第68条の34第1項」	10336	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の34第1項	10595	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却	第68条の35第1項 (同条第3項第1号イ)	10449 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第68条の35第1項」、「平成27 年旧措置法第68条の35第1項」 又は「平成25年旧措置法第68条 の35第1項」 (「第68条の35第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第68条 の35第3項第2号ロ」又は「平成 25年旧措置法第68条の35第3項 第2号」)	10452 ※	
	平成29年旧措置法第68条の35第 1項 (同条第3項第2号)	10522	
	「第68条の35第1項」、「平成29 年旧措置法第68条の35」又は「 平成27年旧措置法第68条の35第 1項」 (「平成29年旧措置法第47条の2 第3項第3号」又は「平成27年旧 措置法第47条の2第3項第4 号」)	10461	

※ 区分番号「10449」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「10452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第 1項	10342 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の36第1項	10575 ※	

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68 条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	目次	取得価額					
			取得価額又は製作価額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	差引改定取得価額 (5)-(6)	円	円	円
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)			8					円

「8」欄

中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の102の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10274」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) **適用額は、中小連結親法人及びその各連結子法人を合計して年300万円が上限となります。**

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十六(九) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	計	
	種 類	2	条 号	項	条 号	項		
	構造・区分・設備の種類	3						
	細目	4						
	事業の用に供し 耐用				平	平		
					年	年		
	当期積立額	7			円	円	円	
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8						
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9						
	積立限度額 (8)+(9)	10						
差引	積立限度超過額 (7)-(10)	11						
	積立不足額 割増償却 (8)-(7)							
	初年度特別償却 (8)-((7)-(9)) (7)-(9) ≤ 0の場合は(8)	13						
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)	14						
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15						
	差引翌期への繰越額 (14)-(15)	16						
	翌期への繰越額の内訳							
	平 平	・ ・	・ ・					
	当 期	(12)又は(13)	分					
	計	(17)+(18)						
	当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額)	20						
	合併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21						
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平 平	・ ・	・ ・	平 平	平 平	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23			円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24						
	均等益金算入による場合 (23) × 84.60又は(耐用年数 × 12)	均等益金算入による場合	25					
		同上以外の場合による益金算入額	26					
		合計 (25)+(26)	27					
	期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28						

P85~88参照

P88参照

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第1項第1号イ)	10384 ※1	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ))	10550 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ)	10387 ※3	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第1項(第42条の5第1項第1号))	10568 ※4	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第1項(第42条の5第1項第2号))	10281 ※5	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第1項第2号)	10287 ※6	

※1 区分番号「10384」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「10550」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「10387」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※4 区分番号「10568」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないもの)に限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「10281」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「10287」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))	10031	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10034	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10037	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10040	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成29年旧措置法第68条の11第2項)	10471	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第1項(第42条の10第1項第1号))	10570	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第1項(第42条の10第1項第2号))	10488	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10292	「8」欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10581	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10552	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10429	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10585	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10493	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10396	
船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10301	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10590	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第1項)	10502	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第2項)	10505	
被災代替資産等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項第1号)	10592	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項第2号)	10594	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10304	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10307	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却)	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の26第1項)	10435 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の26第1項)	10574 ※	

※ 区分番号「10574」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「10435」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10120	「8」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取付した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10511	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取付した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10514	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取付した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10517	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成27年旧措置法第68条の27第2項第1号)	10438 ※1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項第1号)	10557 ※1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項第2号)	10544 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号)	10441 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項第3号)	10520 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項第4号)	10559	

※1 区分番号「10438」は、平成27年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10557」が該当します。

※2 区分番号「10441」は、平成26年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10520」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10544」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10325	「8」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10331	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （「第68条の33第1項第1号イ」又は「第68条の33第1項第2号イ」）	10561	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （「第68条の33第1項第1号ロ」又は「第68条の33第1項第2号ロ」）	10563	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10337	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10596	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （第68条の35第3項第1号イ）	10450 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （「第68条の35第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」）	10453 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （平成29年旧措置法第68条の35第3項第2号）	10523	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （「第68条の35第1項」、「平成29年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」（「第68条の35第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	10462	

※ 区分番号「10450」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「10453」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を除きます。）において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （平成28年旧措置法第68条の36第1項）	10343 ※	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 （第68条の36第1項）	10576 ※	

※ 区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流効率化法）の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却（特別償却準備金積立不足額）	「第68条の41第2項」、「第68条の41第3項」又は「第68条の41第12項」	10564	「9」欄の金額

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp) → 「パンフレット・手引き」

→ 「法人税関係」 → 「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency website interface. On the left, a navigation menu has 'パンフレット・手引き' (Pamphlet/Guide) highlighted with a red box and a circled '1'. An arrow points to a table of categories. In this table, '法人税関係' (Corporate Tax Related) is highlighted with a red box and a circled '2'. Another arrow points to a section titled '法人税関係' (Corporate Tax Related) with the sub-section '改正の概要関係' (Summary of Amendments). Below this, another section '適用額明細書関係' (Application Statement Related) contains a red box with a circled '3' and the text '適用額明細書に関するお知らせ(平成29年6月) NEW'. An arrow points to a breadcrumb trail: 'ホーム > 税について調べる > パンフレット・手引き > 適用額明細書に関するお知らせ'. Below the breadcrumb is the title '適用額明細書に関するお知らせ'. Further down, a section '3 連結法人用' (For Consolidated Corporations) contains a red box with a circled '3' and the text '(3) 適用額明細書の記載の手引 平成29年4月1日以後終了連結事業年度分 NEW'. Below that, a circled '4' lists '適用額明細書' with two links: '平成28年1月1日前開始事連結業年度分 (PDF/80KB)' and '平成28年1月1日以後開始連結事業年度分 (PDF/86KB)'.

